

変更手続きについて

(建設工事、測量・建設コンサルタント等の各資格審査共通)

資格審査の申請内容に変更があった際は下記によりお届けください。

【変更届出事項】

1. 住 所
2. 商号又は名称及び電話番号、FAX番号
(合併・吸収等による商号の変更も含む。)
3. 代表者(法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名)
4. 営業所の名称、所在地及び電話番号、FAX番号
5. 建設業法第12条(廃業等の届出)各号の一に該当することとなったとき

以上の事項について変更等が生じた場合は速やかに変更届を提出してください。
手続きをしていないと競争入札等に参加できない場合があります。

【変更届の様式】

1. 掲載している「競争参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)」を使用してください。
2. 変更届出事項が以下の場合は添付書類を提出してください。

○法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合
商業登記簿の謄本(又は抄本)の写し

○個人の住所及び氏名に係る変更の場合
住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本(又は抄本)の写し

上記以外の変更届出事項に係る添付書類は不要です。

〈提出方法〉

変更届は「競争参加資格審査申請書変更届」と封筒に表記して、下記の宛先に普通郵便で送付してください。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
衆議院庶務部営繕課契約係

*受領書は特に発行しませんが、必要な方は受領書及び所定の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【お問い合わせ】

衆議院庶務部営繕課契約係 03-3581-5111 内線 35300・35301